

随意契約見直し計画

平成 20 年 1 月
国立大学法人東京学芸大学

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、可能なものから速やかに平成 20 年度から一般競争入札等に移行し、それ以外の事項についても平成 21 年度移行に向け検討することとする。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(21%) 7	(50%) 266
一般競争入札等	競争入札			(35%) 12	(26%) 137
	企画競争	(%)	(%)	(%)	(%)
随意契約		(100%) 34	(100%) 526	(44%) 15	(24%) 123
合 計		(100%) 34	(100%) 526	(100%) 34	(100%) 526

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				()%	()%
一般競争入札等	競争入札			()%	()%
	企画競争	()%	()%	()%	()%
随意契約		(100%) 2	(100%) 20	(100%) 2	(100%) 20
合 計		(100%) 2	(100%) 20	(100%) 2	(100%) 20

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(22%) 7	(53%) 266
一般競争入札等	競争入札			(37%) 12	(27%) 137
	企画競争	()%	()%	()%	()%
随意契約		(100%) 32	(100%) 506	(41%) 13	(20%) 103
合 計		(100%) 32	(100%) 506	(100%) 32	(100%) 506

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
随意契約見直し計画の達成へ向け、以下の措置を講じるとともに、
随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、可能なものは平成
20年度から一般競争入札等に移行し、それ以外の事項についても
平成21年度移行に向け検討することとする。

(1) 総合評価方式の導入拡大

- ① 情報システム、公共工事の設計業務等に加え、研究開発、調査
研究、広報業務等について、総合評価落札方式による一般競争入
札の導入を図る。
- ② 総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成
一般競争への移行を支援するための業務マニュアルを作成し、
仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示す。
(平成20年6月を目途に作成予定)

(2) 複数年度契約の拡大

- ① システム関連や複写機の賃貸借等長期に渡り使用するものについ
ては、複数年契約を導入する。
- ② 設備、システム等の調達と不可分な保守点検業務等については、
それらを含めた複数年契約ができないか検討する。

(3) 入札手続きの効率化

- ① 一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札の拡
大や公告の方法等について検討を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・
見直しの状況」に記載

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：東京学芸大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	(社) 国立大学協会 東京都千代田区一ツ 橋2-1-2	国立大学法人総合損害保 険	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貫井北町4-1-1	平成18年4月1日	5,275,800	随意 契約	国立大学法人用の損害保険につ いては、(社)国立大学協会の みでしか取り扱っていないため (会計規程第31条第1項第1 号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	12	
2	(独) 国立印刷局 港区虎ノ門2-2-4	平成19年度学部入学試験 問題及び解答用紙印刷 35,600部	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貫井北町4-1-1	平成18年12月12日	14,793,438	随意 契約	本学の行為を秘密にする必要が あるため(会計規程第31条第1項 第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	15	
合計					20,069,238						0

- (注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)との契約を記載する。
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。
- (注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。
電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)
複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外
- (注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。
- (注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難しい場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。
- (注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。
- (注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。
- (注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。
- (注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。
なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。
- (注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない)随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号、該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。
・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
・競争に付することが不利と認められる場合「14」
・秘密の保持が必要とされている場合「15」
・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「19」

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：東京学芸大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	総合警備保障(株) 東京都港区元赤坂1- 6-6	東京学芸大学機械警備業 務一式	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年4月1日	11,419,380	随意 契約	新たな経費の負担を避け、大学の 安全を継続的に確保するため には、警備機器を設置した当該業者 と契約する方が有利であり、契約 の性質又は目的が競争を許さない ため (会計規程第31条第1項第1号)	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行 (20年度以降)		
2	富士通株式会社 東京都中央区銀座7- 16-12 G-7ビル	キャンパス情報ネット ワーク一式保守	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年4月1日	14,826,000	随意 契約	本システムは、富士通(株)が納 入したシステムであるため、保守 対象機器の仕様及び利用環境を熟 知している業者が望ましく、契約 の性質又は目的が競争を許さない (会計規程第31条第1項第1号)	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行(20年度以降) (当該設備の新規調達を行う際に保守点検業務を含めた複数年度契約 を行う事を検討する)		
3	(株)NDS 東京都品川区西五反 田7-10-4	東京学芸大学公用車運行 管理業務	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年4月1日	10,832,676	随意 契約	本業務を適切に遂行するには、運 行管理者の技術、知識、能力、信 頼性を有する人材が求められると ころであり、業務運営上特に必要 と認められる(会計規程第31条第 1項第5号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行(価格競争) (20年度契約から)		
4	富士ゼロックス(株) 東京都港区赤坂2-17- 22	ゼロックス電子複写機賃 貸借	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年4月1日	9,676,800	随意 契約	本契約の複写機については、代理 店が直販のみでしか賃貸借を行っ ていないので、契約の性質又は目 的が競争を許さない(会計規程第 31条第1項第1号)	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行 (20年度以降)		
5	富士ゼロックス(株) 東京都港区赤坂2-17- 22	ゼロックス電子複写機保 守一式	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年4月1日	21,850,749	随意 契約	本契約の複写機保守については、 契約の性質上複写機を設置した業 者しか契約の目的が達せられない (会計規程第31条第1項第1号)	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行 (20年度以降)		
6	三多摩綜合事務機器 (株) 東京都八王子市大和 田町5-27-13	リコー電子複写機賃貸借	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年4月1日	9,147,600	随意 契約	本契約の複写機について、多摩地 区では本契約業者のみでしか賃貸 借を行っていないので、契約の性 質又は目的が競争を許さない(会 計規程第31条第1項第1号)	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行 (20年度以降)		
7	三多摩綜合事務機器 (株) 東京都八王子市大和 田町5-27-13	リコー電子複写機保守 一式	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年4月1日	8,443,548	随意 契約	本契約の複写機保守については、 契約の性質上複写機を設置した業 者しか契約の目的が達せられない (会計規程第31条第1項第1号)	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行 (20年度以降)		
8	三多摩綜合事務機器 (株) 東京都八王子市大和 田町5-27-13	リコー全自動デジタル印 刷機賃貸借	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年4月1日	6,638,940	随意 契約	本契約の複写機について、多摩地 区では本契約業者のみでしか賃貸 借を行っていないので、契約の性 質又は目的が競争を許さない(会 計規程第31条第1項第1号)	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行 (20年度以降)		
9	(株)数理システム 新宿区新宿2-4-3	「学校配置案導出システ ム」開発のためのGIS システムの使用	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年8月1日	12,285,000	随意 契約	開発に必要なGISシステムを有す る業者が他になく、競争性がない ため(会計規程第31条第1項第 1号)	その他	20年以降、当該事業の委託等を行わないもの		
10	(株)エヌ・ティ・ ティ・データ九州 福岡市博多区博多駅 前1-17-21	学生情報トータルシステ ム(新カリ・新教員養成 対応)拡張機能	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年12月21日	9,975,000	随意 契約	特定の設備及び技術を有する製 作者でなければ製作できない物件 を製作するため(会計規程第31条 第1項第1号)	見直の余地あり	競争入札に移行 (20年度契約から)		
11	日本通運(株) 立川支店 立川市曙町2-15-22	自然科学系研究棟1号館改 修(第1期)に伴う什器等 移転業務	牧山助友 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成19年3月2日	8,085,000	随意 契約	運送又は保管させるため(会計規 程第31条第1項第1号)	見直の余地あり	競争入札に移行 (20年度契約から)		

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：東京学芸大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
12	東京電力(株) 東京都武蔵野市西久 保1-6-24	電気需給契約 4月分	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年4月1日	7,228,202	随意 契約	電力の供給については、常に安定 した供給が求められるので、契約 の性質又は目的が競争を許さない (会計規程第31条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
13	東京電力(株) 東京都武蔵野市西久 保1-6-24	電気需給契約 5月分	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年4月1日	7,305,223	随意 契約	電力の供給については、常に安定 した供給が求められるので、契約 の性質又は目的が競争を許さない (会計規程第31条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
14	東京電力(株) 東京都武蔵野市西久 保1-6-24	電気需給契約 6月分	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年4月1日	7,831,244	随意 契約	電力の供給については、常に安定 した供給が求められるので、契約 の性質又は目的が競争を許さない (会計規程第31条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
15	東京電力(株) 東京都武蔵野市西久 保1-6-24	電気需給契約 7月分	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年4月1日	9,225,030	随意 契約	電力の供給については、常に安定 した供給が求められるので、契約 の性質又は目的が競争を許さない (会計規程第31条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
16	東京電力(株) 東京都武蔵野市西久 保1-6-24	電気需給契約 8月分	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年4月1日	8,499,084	随意 契約	電力の供給については、常に安定 した供給が求められるので、契約 の性質又は目的が競争を許さない (会計規程第31条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
17	東京電力(株) 東京都武蔵野市西久 保1-6-24	電気需給契約 9月分	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年4月1日	8,004,093	随意 契約	電力の供給については、常に安定 した供給が求められるので、契約 の性質又は目的が競争を許さない (会計規程第31条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
18	東京電力(株) 東京都武蔵野市西久 保1-6-24	電気需給契約 10月分	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年4月1日	7,498,798	随意 契約	電力の供給については、常に安定 した供給が求められるので、契約 の性質又は目的が競争を許さない (会計規程第31条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
19	東京電力(株) 東京都武蔵野市西久 保1-6-24	電気需給契約 11月分	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年4月1日	7,945,629	随意 契約	電力の供給については、常に安定 した供給が求められるので、契約 の性質又は目的が競争を許さない (会計規程第31条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
20	東京電力(株) 東京都武蔵野市西久 保1-6-24	電気需給契約 12月分	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年4月1日	8,615,297	随意 契約	電力の供給については、常に安定 した供給が求められるので、契約 の性質又は目的が競争を許さない (会計規程第31条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
21	東京電力(株) 東京都武蔵野市西久 保1-6-24	電気需給契約 1月分	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年4月1日	8,471,796	随意 契約	電力の供給については、常に安定 した供給が求められるので、契約 の性質又は目的が競争を許さない (会計規程第31条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
22	東京電力(株) 東京都武蔵野市西久 保1-6-24	電気需給契約 2月分	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年4月1日	7,666,024	随意 契約	電力の供給については、常に安定 した供給が求められるので、契約 の性質又は目的が競争を許さない (会計規程第31条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
23	東京電力(株) 東京都武蔵野市西久 保1-6-24	電気需給契約 3月分	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年4月1日	7,519,211	随意 契約	電力の供給については、常に安定 した供給が求められるので、契約 の性質又は目的が競争を許さない (会計規程第31条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：東京学芸大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
24	エレベータ・ビル・ブイ サイエンス・アンド・テクノロジー キング 王国7Mビルディング ラダーゲート	サイエンス・ダイレクト の利用	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年4月1日	7,791,156	随意 契約	特定の販売業者以外からは購入す る事ができない (会計規程第31条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	12	
25	市橋建設㈱ 東京都目黒区青葉台 3-11-8	東京学芸大学附属高等学 校・世田谷中学校便所改 修工事	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年8月1日	36,750,000	随意 契約	再度の入札をしたが落札者がな かったため(契約事務取扱規則第 28条第1号)	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
26	日新設備㈱ 東京都中央区新川2 -12-19	東京学芸大学総合研究棟 II改修その他機械設備工 事	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年8月2日	101,010,000	随意 契約	再度の入札をしたが落札者がな かったため(契約事務取扱規則第 28条第1号)	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
27	㈱泰平総合建設 東京都練馬区練馬4 -5-5	東京学芸大学附属小金井 中学校等便所改修工事	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年8月31日	5,974,500	随意 契約	再度の入札をしたが落札者がな かったため(契約事務取扱規則第 28条第1号)	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
28	服部塗装工事㈱ 東京都世田谷区成城 2-33-13	東京学芸大学大泉寮アス ベスト除去処理その他工 事(その2)	菊池 俊昭 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成18年9月4日	9,030,000	随意 契約	本工事は現在施工中工事と密接に 関連しており、施工業者と契約す ることが経済性及び作業効率の面 から有利であると認められるため (会計規程第31条第1項第3号)	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
29	ニッポ一設備㈱ 東京都国立市富士見 台3-23-16	東京学芸大学講義棟 (C・W棟)空調機取設 工事	牧山 助友 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成19年3月1日	50,400,000	随意 契約	再度の入札をしたが落札者がな かったため(契約事務取扱規則第 28条第1号)	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
30	㈱ケンテック東京本部 東京都千代田区内幸 町1-2-1	東京学芸大学施設保全業 務	牧山 助友 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成19年3月26日	50,610,000	随意 契約	再度の入札をしたが落札者がな かったため(契約事務取扱規則第 28条第1号)	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
31	㈱日立ビルシステム 東京総支社 東京都千代田区神田 錦町3-7-1	東京学芸大学第2むさし のホール他3棟昇降機設 備保守	牧山 助友 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成19年3月30日	11,907,000	随意 契約	エレベータは不特定多数の学生・ 教職員等が利用するため、保守契 約にあたり製品の機能性能、構造 等について最も精通し、迅速な保 守体制を確立している業者でなけ れば十分な安全管理は望めない。 エレベータの仕様・構造は各社毎 に特異性があるため、製造から販 売、据付、メンテナンスまで一貫 した技術体制により保守・安全管 理を直接行っている業者以外にで きる業者は存在しないため (会計規定第31条第1項第1号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行 (22年度契約から一般競争に移行)		現在 平成 22年3 月31 日まで 契約済 み
32	フジテック㈱東京支 社 東京都品川区大崎1 -11-2	東京学芸大学総合教育科 学系・人文社会科学系研 究棟1号館他7棟昇降機 設備保守	牧山 助友 事務局 東京都小金井市 貴井北町4-1-1	平成19年3月30日	13,957,188	随意 契約	エレベータは不特定多数の学生・ 教職員等が利用するため、保守契 約にあたり製品の機能性能、構造 等について最も精通し、迅速な保 守体制を確立している業者でなけ れば十分な安全管理は望めない。 エレベータの仕様・構造は各社毎 に特異性があるため、製造から販 売、据付、メンテナンスまで一貫 した技術体制により保守・安全管 理を直接行っている業者以外にで きる業者は存在しないため (会計規程第31条第1項第1号)	見直の余地あり	一般競争入札に移行 (22年度契約から一般競争に移行)		現在 平成 22年3 月31 日まで 契約済 み
合計					506,420,168						

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：東京学芸大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
----	-----------------------	---	-------------------------------------	----------	----------------	----------	--------------------------------	--------	-------	----------	----

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)以外の者(その他の公益法人、民間法人等)との契約を記載する。
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。
電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)
複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外

(注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。

(注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難しい場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。

(注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。
なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない)随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号、該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類 型 区 分
競争性のない随意契約によらざるを得ない場合	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
ニ その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12

(注)本表は、随意契約によらざるを得ない場合について、国の取扱いに準じて一覧性を持たせるために類型化したものである。